

(別表2)

共用施設等の利用細則

項目	利用時間	利用方法
事務室	9:00～18:00	原則としてホーム職員が常駐しています。 万一不在等の時には、掲示板に連絡先、方法等表示していますので、ご確認ください。
正面玄関	7:00～20:00	時間外は従業員へ連絡して、許可を得て入退室してください。
食堂兼談話スペース	朝食 7:00～8:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30	別表5「食事サービス」参照
食堂兼談話スペース	7:00～20:00	各種集会、趣味の集まり等いろいろな行事等に利用できます。
緊急通報設備		事務室には119番緊急通報装置を設置しています。トイレにはケアコールを設置していますので緊急時に使用できます。
防災設備		廊下、エレベーターホール、食堂等には天井面に感知器及びスプリンクラーが設置してあります。また、火災等による停電時には非常用照明及び誘導灯が点灯します。
避難設備		火災等発生の際はスピーカーによる一斉放送を行う等、職員による避難誘導をいたします。また、避難用として南側と西側の屋外階段が利用できます。
ごみ収集		燃えるゴミ、燃えないゴミ別にポリ袋に入れ、廊下に設置の専用容器にお入れ下さい。 毎日定時に収集します。
トイレ		トイレットペーパー以外の紙は使用しないで下さい。紙詰まりを起すおそれがあります。

この細則は、令和6年4月1日に見直しを行う。